

議案第 1 号

燕・弥彦総合事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 9 年新潟県西部広域消防事務組合条例第 14 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 22 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「ついた」を「就いた」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、選挙された日又は職に就いた日とその月の初日でないときは、日割りによって計算し、その月の議員報酬を支給する。

第3条第2項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、職を離れた日とその月の末日でないときは、死亡により職を離れたときを除き、日割りによって計算し、その月の議員報酬を支給する。

第3条第3項中「その日において」を「その日前において」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項後段及び前項後段の計算方法は、前条に規定する議員報酬の月額にその月の在職日数を乗じた額をその月の日数で除するものとする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。